

第15号議案

「品川区職員定数条例の一部を改正する条例」

○新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第1条 (略)	第1条 (略)
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、 <u>2,666人</u> とする。	第2条 職員の定数は、 <u>2,593人</u> とする。
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(定数の配分)	(定数の配分)
第3条 (略)	第3条 (略)
付 則	
<u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>	
<u>2 この条例による改正後の第2条第1項の定数を超える員数については、100人を限度として令和7年3月31日までは定数外とする。</u>	

令和6年度 定数条例関係

■定数増減合計

73

■所属別内訳

所属名	増	減
企画課	1	
施設整備課	2	
広報広聴課	1	
総務課	4	
人権啓発課	1	
人事課	1	
新庁舎整備課	7	
地域活動課	2	
戸籍住民課	1	
商業・ものづくり課	2	
スポーツ推進課	1	
子ども育成課	11	
子ども家庭支援センター	1	1
児童相談所開設準備課	17	1
子育て応援課	1	
保育課	7	
保育園		14
保育支援課	2	
福祉計画課	2	
障害者施策推進課	2	
障害者支援課	2	
高齢者福祉課	2	
高齢者地域支援課	1	
生活福祉課	3	

所属名	増	減
健康課	5	
保健予防課	2	8
品川保健センター	1	
大井保健センター	1	
荏原保健センター	1	
住宅課	1	
品川区清掃事務所	1	
土木管理課	4	
河川下水道課	1	
庶務課	1	
学務課	1	
教育総合支援センター	5	
選挙管理委員会事務局	1	
小中学校		2
合計	99	26
差引	73	

令和6年度 定数条例関係

■定数増減合計 73

■職種別内訳

職種	増	減	備考
一般事務	49	5	企画課+1、広報広聴課+1、総務課+4、 人権啓発課+1、人事課+1、新庁舎整備課+1、 地域活動課+2、戸籍住民課+1、商業・ものづくり課+2、 スポーツ推進課+1、子ども育成課+9、 子ども家庭支援センター+1、 児童相談所開設準備課△1、保育課+3、 保育支援課+2、福祉計画課+1、 障害者施策推進課+2、高齢者福祉課+2、 高齢者地域支援課+1、健康課+4、 保健予防課△3(+1、△4)、住宅課+1、 品川区清掃事務所+1、土木管理課+1、学務課+1、 教育総合支援センター+3、選挙管理委員会事務局+1
福祉	24	1	子ども育成課+2、子ども家庭支援センター△1、 児童相談所開設準備課+11、 子育て応援課+1、保育課+3、福祉計画課+1、 障害者支援課+2、生活福祉課+3、 教育総合支援センター+1
保育士		12	保育園△12
心理	5		児童相談所開設準備課+4、教育総合支援センター+1
土木	6		新庁舎整備課+2、土木管理課+3、河川下水道課+1
建築	6		施設整備課+2、新庁舎整備課+3、庶務課+1
機械	1		新庁舎整備課+1
保健師	6	4	児童相談所開設準備課+1、健康課+1、 保健予防課△3(+1、△4)、品川保健センター+1、 大井保健センター+1、荏原保健センター+1
看護師	2		児童相談所開設準備課+1、保育課+1
用務		4	保育園△2、小中学校△2
合計	99	26	
差引		73	

令和6年度 定数条例関係

年度	条例本文		付則	合計	
		対前年			対前年
S58	3,845	△ 8	40	3,885	32
S59	3,781	△ 64	30	3,811	△ 74
S60	3,764	△ 17	30	3,794	△ 17
S61	3,739	△ 25	30	3,769	△ 25
S62	3,701	△ 38	35	3,736	△ 33
S63	3,657	△ 44	44	3,701	△ 35
H1	3,657	—	42	3,699	△ 2
H2	3,657	—	41	3,698	△ 1
H3	3,657	—	38	3,695	△ 3
H4	3,657	—	—	3,657	△ 38
H5	3,657	—	—	3,657	—
H6	3,632	△ 25	—	3,632	△ 25
H7	3,567	△ 65	—	3,567	△ 65
H8	3,499	△ 68	—	3,499	△ 68
H9	3,347	△ 152	81	3,428	△ 71
H10	3,229	△ 118	92	3,321	△ 107
H11	3,158	△ 71	58	3,216	△ 105
H12	3,302	144	105	3,407	191
H13	3,086	△ 216	144	3,230	△ 177
H14	2,977	△ 109	134	3,111	△ 119
H15	2,903	△ 74	96	2,999	△ 112
H16	2,832	△ 71	70	2,902	△ 97
H17	2,759	△ 73	50	2,809	△ 93
H18	2,692	△ 67	40	2,732	△ 77
H19	2,641	△ 51	30	2,671	△ 61
H20	2,606	△ 35	30	2,636	△ 35
H21	2,578	△ 28	30	2,608	△ 28
H22	2,551	△ 27	70	2,621	13
H23	2,523	△ 28	70	2,593	△ 28
H24	2,497	△ 26	70	2,567	△ 26
H25	2,486	△ 11	70	2,556	△ 11
H26	2,480	△ 6	70	2,550	△ 6
H27	2,475	△ 5	70	2,545	△ 5
H28	2,475	—	70	2,545	—
H29	2,475	—	70	2,545	—
H30	2,480	5	70	2,550	5
H31	2,489	9	70	2,559	9
R2	2,503	14	70	2,573	14
R3	2,541	38	70	2,611	38
R4	2,580	39	70	2,650	39
R5	2,593	13	100	2,693	43
R6	2,666	73	100	2,766	73